



あらぎょう



発行所：東京都行政書士会荒川支部
発行人：宮川 修
東京都荒川区荒川 4-2-13
TEL 080-9822-1267
FAX 050-3156-3513

【ご挨拶】



支部長 宮川 修

会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より支部運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、多くの支部行事が中止・縮小を余儀なくされましたが、このような状況下でも「法教育事業」「区民相談事業」「空家対策事業」で一定の成果を上げることができ、今年度も引き続き当支部の主要事業である「法教育事業」「区民相談事業」「空家対策事業」に力を注いで行くつもりです。

また今年度は、荒川区と「災害時における行政手続きの支援活動」に関する協定書を締結する予定であります。これにより、荒川区などに災害が発生した場合、行政手続きの支援活動を通じて、被災者の方々に対し大きな寄与ができると確信しております。

また大災害が発生し、当支部だけで支援活動が困難な場合に備えて、東京都行政書士会から支援を頂き、東京都行政書士会の各支部からの相互扶助を受けられる同意書の協定も、進行中であります。

今年度も、デジタル化をより一層進化させ、昨年度以上に充実した支部活動を進めていこうと、支部長以下、副支部長、理事・監事・部員一同、力を合わせて邁進していくつもりです。どうか会員の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。



暑中お見舞い申し上げます。

引き続き、支部活動にご理解とご協力を賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

東京都行政書士会 荒川支部 役員一同

【活躍する支部会員へのインタビュー】

今回の活躍する支部会員は、**櫻 武秋**（さくら たけあき）会員です。
平成24年9月に登録・開業し、東日暮里三丁目に事務所があります。
これまでの経験や今後についてインタビューしました。



1. 開業のきっかけは？

長年奉職した職務と行政書士の業務を比較すると業務委任を受けて着手するところの違いだけで、大きな相違はありません。そこで、迷うことなく、定年退職後、行政書士としての関係法令等の学習等の準備期間を経て、平成24年9月1日、開業することとなりました。

2. 荒川支部や東京会に求めること

荒川支部への提案としては、コロナ禍で休んでいた「対面式の支部研修会復活」を望みます。それぞれの支部の先生方各位は業務に孤軍奮闘されており、幾分かの欲求不満もしくは情報不足ではないかと考えるからです。

また、東京会に対しては更なる行政書士業務拡大に向けて、あらゆる機会をとらえて、法律改正の運動を活発に展開していただきたいと思います。

3. 今後の行政書士に求められること

常に学習意欲を怠らないことではないかと思えます。「先生」といわれる所以は知識が豊富であるから安心して相談できるという存在だからではないでしょうか。私自身、日々学習を心がけているつもりです。加えて、当たり前のことですが、行政書士として「品位を保つ」ことではないでしょうか。服装態度、言葉使い等々留意すべきことは大変大切な行政書士としての条件ではないでしょうか。

4. 今後の目標

一にも学習、二にも学習、三にも学習です。それは新しい仕事に耐えうるためです。私は開業して10年足らずで、まだまだ駆け出しです。現在は専ら入管取次業務ですが、今後は相続案件に少しずつ幅を広げていきたいと取り組んでいます。そのためには若い先生方の豊富な知識に学びたいと老体に鞭を打ちながら精進しています。

次号以降も活躍する支部会員のインタビューを掲載予定です。会報作成担当者から取材の申し込みがあるかと思いますが、ご協力いただけますと幸いです。

【コラム】

理事 近藤 正和

● ICTと事務所経営について（電子帳簿保存法に関して）

現在、とてつもない速度でICT化、DX化が進んでいます。Web、SNSなどの情報伝達手段・訴求方法の多様化、ネット売買、テレワークなど数年前では考えられないような多くの仕組みが実現しております。このことは、様々な場面で利便性が高まる一方、ICTに対する苦手意識を持っている私にとりまして、ICTの波に乗り遅れて、取り残されてしまうのではないかと臆病になっているところがあります。



ICTの流れは、我々、行政書士の業務上において、業務効率・費用軽減、業務の正確性の促進、リモート会議の利便性、電子申請の推進化など多くのメリットを受けることができるものと考えています。請求書の発送作業をとっても、請求書の印刷・郵送事務対応・受領した書類の保管・印紙代の削減などメリットが多くあります。また、経営面においても、デジタル機器やシステムの導入、IT補助金の活用、ICTに係る法律との関係性などいろいろな方向性で検討する必要があります。

そこで、今回は、「電子帳簿保存法」について考えたいと思います。この法律は、1998年に誕生しました。法律改正（流れ）を見ると、ちょうどWindowsの誕生からICT化へのプロセスに似ているように感じます。

法律の主要な中身を確認すると、(1)帳簿・書類の保存に関する要件を定め、(2)データの保存方法を定義しています。我々の業務にあてはめてみますと、伝票、帳簿のデータ化推進（紙伝票から電子登録）、紙ベースで受領した書面（請求書、領収書等）をスキャナによる電子データ保存による保存が認められるようになり、データ化により業務の効率化、印刷・保管コストの削減が実現できます。一方、税申告・税務調査を行う際に、データ内容の信ぴょう性及び可視性の確保を目指しているようにもとらえられます。

そして、法律上の要件に合った、帳簿作成、会計処理を行うために、「J I I M A 認証」の会計システム（例えば、弥生会計などの著名な会計ソフト）で行う必要があります。

スキャンの方法も具体的になっております。一例ですが、紙ベースの領収書をスキャンする場合、ファイル名を「20220530_〇〇工業_100000（日付_会社名_金額）」のように法律上定められた方法で保存する必要があります。スキャン後の紙の領収書は、データが適切に保存されていることが確認できれば廃棄が可能です。

データ化によりメリットが受けられる反面、義務化されたこともございます。それは、電子取引で行ったデータ（パソコン上で行う取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書など）が保存義務化になります（令和4年1月から施行）。この義務規定は、書面を単に保存するだけでなく、「タイムスタンプの付与」か「事務処理規定の定めで作成」を行う必要があります。今すぐ対応できない方に対し、法律上、2年間の猶予が与えられます（令和6年12月31日まで）。事務処理規定を備えておけば、ハードルが高いタイムスタンプの付与の負担が不要になります（事務処理規定は、ネット検索を行えばフォーマットがあります）。

なお、電子帳簿保存法について、より掘り下げて確認したい方は、「電子帳簿保存法一問一答（スキャナ保存関係）」、「電子帳簿保存法改正」を検索いただくと、国税庁の資料が出てきます。ぜひご参考にしてください。

また、ICT化とは直接関係ありませんが、事務所経営で影響が出てくる恐れとしてインボイス制度があります。インボイス制度については別の機会にお話いたします。

今後10年後、20年後（まで行政書士業務ができればいいですが）どのような世界になっているか想像できません。ICT化・DX化は、様々な意味で自分自身を守ってもらえる便利な道具として、苦手意識を持たず、どんどん興味を持っていきたいと考えています。



【総務部からのお知らせ】

総務部長 小林 伸太郎

● 支部会員用メーリングリストの登録のお願い

当支部では、会員の皆様に向けて支部ホームページの他に、会員用メーリングリストにて様々なご案内をしております。総会・新年会・忘年会・支部内部勉強会のお知らせ等いち早く情報が入ります。まだメーリングリストに登録されていらっしゃらない会員の方はこれを機に是非登録をお願いいたします。

《登録方法》

info@ara-gyo.sakura.ne.jp 宛に支部会員名(姓名)とメーリングリスト登録希望の旨を送って下されば登録手続きをいたします。

注意)メーリングリストに登録を希望するメールアドレスから送って下さい。送信元のアドレスを登録します。

【経理部からのお知らせ】

経理部長 堤 俊郎

● 支部会費納付のお願い

平素は、支部活動にご理解・ご支援を賜りありがとうございます。

新年度を迎えてもコロナ禍が続いておりますが、区役所での無料相談会や区内小学校での法教育事業などの事業活動は、担当の先生方のご尽力で継続して実施しております。

つきましては、新年度の支部会費を下記によりご負担いただきたくお願い申し上げます。なお、既にお支払いただきました先生方には紙面をお借りして御礼申し上げます。

記

令和4年度分支部会費 8,000円

振込先 三菱UFJ銀行日暮里支店 普通預金

口座名 東京都行政書士会荒川支部 宮川 修 (ミヤカワオサム)

口座番号 0057973

以上

【事業部からのお知らせ】

事業部長 三五 政彰

● 無料相談会の相談員募集

当支部では、毎月第1・第4水曜日に荒川区役所の区民相談所にて無料相談会を実施しており、相談会の相談員を募集しております。相談員としてご協力していただける方は、下記までご連絡ください。

メールアドレス : sodan@ara-gyo.sakura.ne.jp

● 区内小学校における法教育のご案内

令和4年度は下記の8つの小学校にて法教育を実施する予定です。

第二瑞光小学校、第三瑞光小学校、峡田小学校、第三峡田小学校、第五峡田小学校、赤土小学校、尾久第六小学校、第一日暮里小学校(順不同)

● 第2回支部内部勉強会のご案内

下記とおり支部内部勉強会と懇親会を開催する予定です。詳細については支部会員用メーリングリストおよび支部ホームページにてお知らせいたします。

支部会員用メーリングリストの登録方法につきましては、前ページの【総務部からのお知らせ】をご参照ください。

- 日時 8月24日(水) 午後7時から
場所 オンライン配信方式(事務所やご自宅でご参加ください)
題目 第1部 「借地権の基礎」
第2部 オンライン納涼会
講師 行政書士 唐沢博幸 先生(当支部理事)
定員 なし
会費 無料
※原則として本部・支部会費を完納している支部会員に限り参加できます



《受講方法》

「Zoom」を使用します。(無料にてご利用可能です。)

聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン(又はスマートフォン、タブレット等)が必要です。

【新入会員のご紹介】

令和3年12月1日から令和4年5月31日までに入会された方を紹介します。

小林 智(こばやし さとし) 会員 (行政書士コバヤシ事務所 西尾久 1-12-17 遠藤ビル 301)

- ① 開業のきっかけ
今後の日本の状況を考えると国際化と補助金申請業務は重要になってくると思い、合格を機に思いきって登録しました。
- ② 趣味・特技
発明と国際交流です。
- ③ 取扱業務
特に主だった業務は今のところありませんが、入管業務、知的財産業務を希望しています。もちろん何でも一生懸命やらさせていただきます。



「あらぎょう」は荒川支部ホームページからも御覧いただけます。ぜひご覧ください。

ホームページ <https://arakawa.tokyo-gyosei.or.jp/>